

2025年11月13日

各位

会 社 名 リゾートトラスト株式会社 代表 者名 代表取締役 社長執行役員 伏見 有貴 コード番号 4681 東証プライム市場、名証プレミア市場 問い合わせ先 専務執行役員 業務部門管掌 兼 CCO 井 内 克 之 電 話 052-933-6519

株式給付信託 (BBT) 及び株式給付信託 (J-ESOP) への追加拠出に伴う 第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、第三者割当による自己株式の処分(以下「本自己株式処分」といいます。)を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、本自己株式処分は、形式的には「株式給付信託(BBT (=Board Benefit Trust))」(以下「BBT 制度」といいます。)及び「株式給付信託(J-ESOP)」(以下「J-ESOP 制度」といい、BBT 制度と併せて「本制度」といいます。)に関してみずほ信託銀行株式会社と締結している信託契約に基づいて設定されている信託(以下、BBT 制度に係る信託を「BBT 信託」といい、J-ESOP 制度に係る信託を「J-ESOP 信託」といいます。また、BBT 信託と J-ESOP 信託を併せて「本信託」といいます。)の信託受託者から再信託を受けた再信託受託者である株式会社日本カストディ銀行(信託E口)を割当先として行われるものですが、当社又は当社子会社に対する役務提供の対価として当社の取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除きます。以下、断りがない限り同じとします。)及び取締役を兼務しない委任型執行役員(取締役及び取締役を兼務しない委任型執行役員を合わせて、以下「取締役等」といいます。)並びに当社従業員、当社子会社取締役及び従業員(以下、当社子会社取締役及び従業員を「当社子会社従業員等」といい、当社従業員及び当社子会社従業員等を合わせて「従業員等」といいます。)に対して株式を割り当てる場合と実質的に同一であります。

また、当社はBBT 制度を一部改定し、委任型執行役員もBBT 制度の対象としておりますので、併せてお知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1)	処	分		期	日	2025年12月1日(月)		
(2)	処 分	する株式	式のラ	種 類 及	び数	普通株式 2,782,688 株		
(3)	処	分		価	額	1株につき金1,875円		
(4)	処	分		総	額	5, 217, 540, 000 円		
(5)	処	分	予	定	先	当社取締役等	11名	719, 247 株
						当社従業員	9,327名	1,428,465 株
						当社子会社従業員等	4,146名	634,976 株
						(注1、2)		
(6)	そ		0)	•	他	本自己株式の処分につい	ては、金融商	所品取引法によ
						る臨時報告書を提出いたします。		

- (注1)本自己株式処分の形式的な処分予定先は、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)であります。株式会社日本カストディ銀行(信託E口)は、当社とみずほ信託銀行株式会社との間で当社を委託者、みずほ信託銀行株式会社を受託者(再信託受託者を株式会社日本カストディ銀行)とする信託契約を締結することによって設定されている信託口であります。一方、本自己株式処分は、本制度に基づいて取締役等及び従業員等への給付を行うために行われるものであり、当社又は当社子会社に対する役務提供の対価として取締役等及び従業員等に対して株式を割り当てる場合と実質的に同一ですので、処分予定先には取締役等及び従業員等を記載しております。
- (注2) 取締役等には、BBT 制度に基づき、業績達成度等に連動するポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。したがいまして、上記株式数は最大数であり、実際に取締役等に給付される当社株式の数は、取締役等の業績達成度等により変動いたします。

従業員等には J-ESOP 制度に基づき、勤続や成果等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。したがいまして、上記株式数は最大数であり、実際に従業員等に給付される当社株式の数は、従業員等の勤続や成果等により変動いたします。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2013年6月27日開催の定時株主総会の決議に基づきBBT制度を導入し、その後、2015年6月26日開催の定時株主総会、2016年6月28日開催の定時株主総会及び2021年6月29日開催の定時株主総会の決議に基づき、BBT制度についての諸般の改定を経て、今日に至っております(BBT制度の概要につきましては、2013年5月13日付「株式給付信託(BBT)導入に関するお知らせ」及び2021年6月9日付第48回定時株主総会招集ご通知記載の第6号議案「取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。)に対する業績連動型株式報酬の額及び内容決定の件」をご参照下さい。)。なお、冒頭に記載のとおり、当社は、取締役を兼務しない委任型執行役員もBBT制度の対象といたします(詳細は、下記5.をご参照ください。)。

また、当社は、2012 年 3 月 15 日開催の取締役会の決議に基づき、J-ESOP 制度を導入しております(J-ESOP 制度の概要につきましては、2012 年 3 月 15 日付「ESOP(株式給付型プラン)の導入に関するお知らせ」および 2012 年 8 月 10 日付「ESOP(株式給付型プラン)の導入(詳細決定)に関するお知らせ」をご参照下さい。)。

今般、当社は、本制度の継続に当たり、将来の給付に必要と見込まれる株式を本信託が取得するため、本信託に対する金銭の追加拠出(以下「追加信託」といいます。)を行うこと、並びに本制度の運営に当たって当社株式の保有及び処分を行うため株式会社日本カストディ銀行(本信託の受託者たるみずほ信託銀行株式会社から再信託を受けた再信託受託者)に設定されている信託E口に対し、第三者割当により自己株式を処分すること(本自己株式処分)を決定いたしました。なお、本自己株式処分は、形式的には株式会社日本カストディ銀行(信託E口)を割当先として行われるものですが、当社又は当社子会社に対する役務提供の対価として取締役等及び従業員等に対して株式を割り当てる場合と実質的に同一であります。

処分数量については、「役員株式給付規程」に基づき信託期間中に取締役等に給付すると見込まれる株式数に相当するもの(2026 年 3 月末日で終了する事業年度から 2028 年 3 月末日で終了する事業年度までの 3 事業年度分で 719,247 株)及び「株式給付規程」に基づき従業員等に給付すると見込まれる株式数に相当するもの(2026 年 3 月末日で終了する事業年度から 2028 年 3 月末日で終了する事業

年度までの3事業年度分で2,063,441株)の合計であり、2025年9月末日現在の発行済株式総数217,041,598株に対し1.28%(2025年9月末日現在の総議決権個数2,136,163個に対する割合1.30%(いずれも小数点第3位を四捨五入))となりますところ、2021年6月9日付第48回定時株主総会招集ご通知記載の第6号議案「取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。)に対する業績連動型株式報酬の額及び内容決定の件」及び2012年3月15日付「ESOP(株式給付型プラン)の導入に関するお知らせ」に記載の本制度の目的に照らして、希薄化の規模は合理的であると判断しております。

※BBT 信託に対する追加信託の概要

追加信託日 2025年12月1日

追加信託金額 1,170,855,304円(注)

取得する株式の種類 当社普通株式

取得株式数 719,247 株

株式の取得日 2025年12月1日

株式取得方法 当社の自己株式処分(本自己株式処分)を引き受ける方法により取得

(注) 本信託は、追加信託金額(1,170,855,304円)及び信託財産に属する金銭(177,732,821円)の総額を原資として当社株式の追加取得を行います。

※J-ESOP 信託に対する追加信託の概要

追加信託日 2025年12月1日

追加信託金額 3,557,413,197 円 (注)

取得する株式の種類 当社普通株式

取得株式数 2,063,441 株

株式の取得日 2025年12月1日

株式取得方法 当社の自己株式処分(本自己株式処分)を引き受ける方法により取得

(注)本信託は、追加信託金額(3,557,413,197円)及び信託財産に属する金銭(311,538,678円)の総額を原資として当社株式の追加取得を行います。

3. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、本自己株式処分の取締役会決議日の直前営業日の株式会社東京証券取引 所における当社普通株式の終値 1,875 円といたしました。

取締役会決議日の直前営業日の終値としたのは、株式市場における当社の適正な企業価値を表すものであり、合理的と判断したためです。

なお処分価額 1,875 円については、取締役会決議日の直前営業日から遡る直近 1 か月間の終値平均 1,857 円 (円未満切捨) に対して 100.97%を乗じた額であり、同直近 3 か月間の終値平均 1,866 円 (円未満切捨) に対して 100.48%を乗じた額であり、さらに同直近 6 か月間の終値平均 1,795 円 (円未満切捨) に対して 104.46%を乗じた額となっております。上記を勘案した結果、本自己株式処分に係る処分価額は、特に有利なものとはいえず、合理的なものと判断しております。

なお、上記処分価額につきましては、取締役会に出席した監査等委員である取締役4名(うち3名は社外取締役)が、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

4. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本自己株式処分は、① 希薄化率が 25%未満であること、② 支配株主の異動を伴うものではないことから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

5. BBT 制度の一部改定について

当社は、BBT 制度に関し、執行役員を対象に追加しており、BBT 制度の対象者に付与する1事業年度当たりのポイント数の上限及び1事業年度当たりの配分原資額を以下のとおり改定することといたしました。なお、1事業年度当たりのポイント数の上限は、2021年6月29日開催の定時株主総会の決議後の2025年4月1日効力発生の株式分割に伴い調整を行ったものであり、取締役の上限の変更はございません。

	変更前	変更後
取締役	197 百万円*	197 百万円*
委任型執行役員		197 百万円*

^{*1}事業年度当たりのポイント数の上限は394,000ポイントとなります。

以 上